

(彫刻の部)

| 上 | | 下 | |
|------------------|----------------|---|---------------|
| 名称及び員数 | 指定告示 | 名称及び員数 | 所有者欄 |
| 木造不動明王及童子像 二軀 | 平成十年文部省告示第百十二号 | 木造不動明王及童子像 不動明王像内に不動明王真言五種の記及大法 主僧永信、僧康慶の銘がある 二軀 | 宗教法人与田寺 |
| | | | 香川県東かがわ市中筋四六六 |

○文部科学省告示第百十二号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十七条第一項の規定に基づき、平成二十二年六月二十九日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

文部科学大臣 川端 達夫

(工芸品の部)

| 名称及び員数 | 所有者 | 住所 |
|-----------------------------------|-----|----------------|
| 福井県陶磁器資料(水野九右衛門コレクション) 千六百四十二点 | 福井県 | 福井県福井市大手三―一七―一 |

○文部科学省告示第百十三号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

文部科学大臣 川端 達夫

| 名称 | 員数 | 構造及び形式 | 所有者 | 所有者住所 | 所在地 |
|-----------------------|----|--|--------|------------------------------------|-----------------------|
| 旧木下家住宅 (福井県勝山市北郷町) | 一棟 | 桁行一七・七メートル、梁間九・六メートル、東面突出部 桁行三・八メートル、梁間七・五メートル、西面突出部 桁行三・七メートル、梁間五・〇メートル、入母屋造、茅葺 附・普請関係文書 六冊 家普請一切付立帳、家普請飯米覚帳、家普請酒覚帳、家普請五長覚帳、蔵普請一切付立帳、出家普請五長覚帳 | 勝山市 | 福井県勝山市元町一丁目一番一 号 | 福井県勝山市北郷町伊知地五号 三番地 |
| 旧寶日館 | 三棟 | 木造、建築面積五二五・五一平方メートル、二階建、入母屋造、棧瓦葺及び銅板葺 | 伊勢市 | 三重県伊勢市岩淵一丁目七番二 九号 | 三重県伊勢市二見町茶屋五六六 番二号 |
| 本広間棟 | | 木造、建築面積四三七・四七平方メートル、二階建、入母屋造、棧瓦葺及び銅板葺 | | | |
| 土蔵 | | 土蔵造、建築面積二六・五〇平方メートル、二階建、切妻造、棧瓦葺 | | | |
| 清流亭 | 三棟 | 木造、建築面積二九六・七七平方メートル、切妻造及び入母屋造、棧瓦葺及び銅板葺、こけら葺、檜皮葺 木造、建築面積三六・六七平方メートル、切妻造及び入母屋造、檜皮葺及び杉皮葺 木造、建築面積二七・四五平方メートル、入母屋造、棧瓦葺及び檜皮葺 附・正門 一棟 腕木門、切妻造、棧瓦葺及び檜皮葺 裏門 一棟 薬医門、入母屋造、檜皮葺 | 大松株式会社 | 京都府京都市中京区室町通四条 北入ル菊水鉢町 五八一番地 | 京都府京都市左京区南禅寺下河原町四三番五 |
| 立寄主礼席付屋 | | 宅地 三七二・九四平方メートル 南禅寺下河原町四三番五、南禅寺下草川町五二番四、南禅寺福地町五九番九 右の地域内の塀及び庭門を含む | | | |